

原子力損害賠償法の改正について

瀧川ゼミ

2014年12月15日

担当：篠原、富永、西村

I 原子力損害賠償制度の基本情報

<原子力損害賠償制度の概要>

【関係法律】

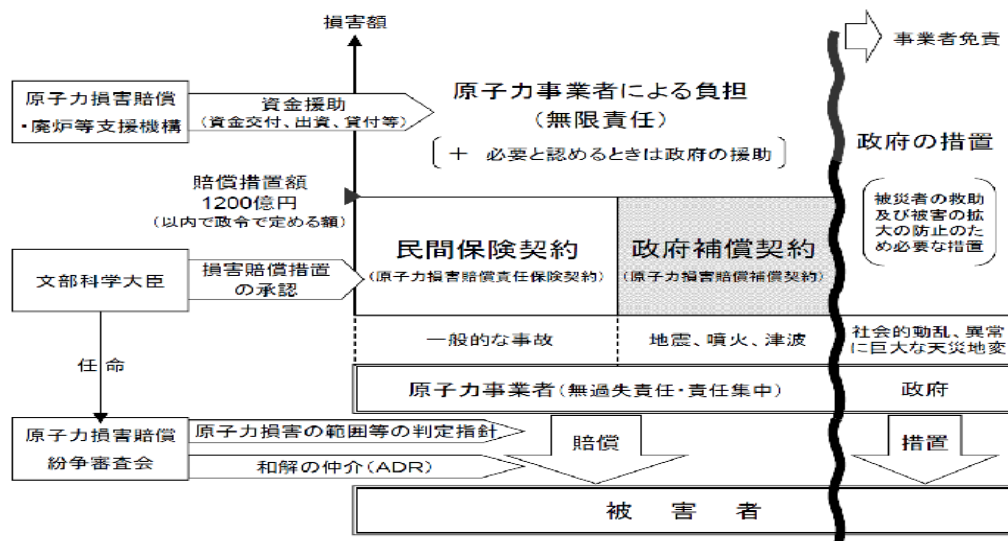
- ・ 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
- ・ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

【目的】

被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ること（原賠法第1条）

【原子力損害に係る賠償責任の内容】

1. 原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者に集中し
2. 賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけ（賠償措置額は原子炉の運転等の種類により異なりますが、通常の商業規模の原子炉の場合の賠償措置額は現在 1200 億円）
3. 賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に国が原子力事業者に必要な援助を行うことが可能とすることにより被害者救済に遺漏がないよう措置する、



原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(平成26年8月18日施行)

《改正の趣旨》

東京電力福島第一原発の事故炉について、溶融燃料の取り出しや汚染水の処理などその廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業である。その推進に当たっては、国内外の叡智を結集し、予防的かつ重層的な取組を進める必要がある。

このため、事故炉の廃炉を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組む。

その際、廃炉と賠償の関連性も考慮し、賠償円滑化のために東電に資金援助を行い、経営全体を監督している原子力損害賠償支援機構（原賠機構）が、事故炉の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切である。

これを踏まえ、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正して、原賠機構を拡充し、事故炉の廃炉関係業務を追加すること等により、政府による大方針や監視の下、技術的判断を新機構が担い、東京電力が取り組む廃炉を着実に進められる体制を構築する。

《主な改正点》

【法目的・組織関係】

① 組織名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称。

法目的に「廃炉等の適切な実施」を追加。

② 廃炉等関係業務の意思決定機関として、「廃炉等技術委員会」を法定するとともに、副理事長を新設し、理事の人数を増加。

【業務関係】

③ 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告。

④ 廃炉等に関する研究及び開発の企画・推進。

⑤ 特別事業計画を通じた廃炉実施体制に対する国の監視機能の強化(履行確認・措置命令等)。

⑥ 廃炉等に関する業務の一部を事業者からの委託により実施可能。

⑦ 廃炉業務を通じて得られた知見・情報の国内外への提供。

⑧ 主務大臣への廃炉業務の報告(毎事業年度)、これを主務大臣が公表。

【国の債務規定等】

⑨ 国の責務規定に、汚染水による環境への悪影響の防止等の環境の保全についての配慮を追加。また、国は、福島第一原子力発電所の汚染水の流出の制御が喫緊の課題であることに鑑み、万全の措置を講ずる旨の附則を規定。

[原子力損害賠償の現状]

○原子力損害賠償範囲の判定に関する指針

→別紙資料①へ

*原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。

まず第一次指針は平成23年4月28日に政府指示等に伴う損害について、第二次指針は平成23年5月31日、平成23年6月20日に風評被害や避難生活等に伴う精神的損害について策定された。事故から3ヶ月で風評被害の賠償の指針が定まっている。

中間指針は順次追加され、中間指針に示されなかったものは賠償の対象外というわけではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として認められれば賠償の対象とされる。

指針に明記されていない損害についても、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、東京電力に合理的かつ柔軟な対応を求めることが明記されている。

○原子力損害賠償の進捗状況(2014年11月28日更新)

原子力損害賠償の進捗状況について

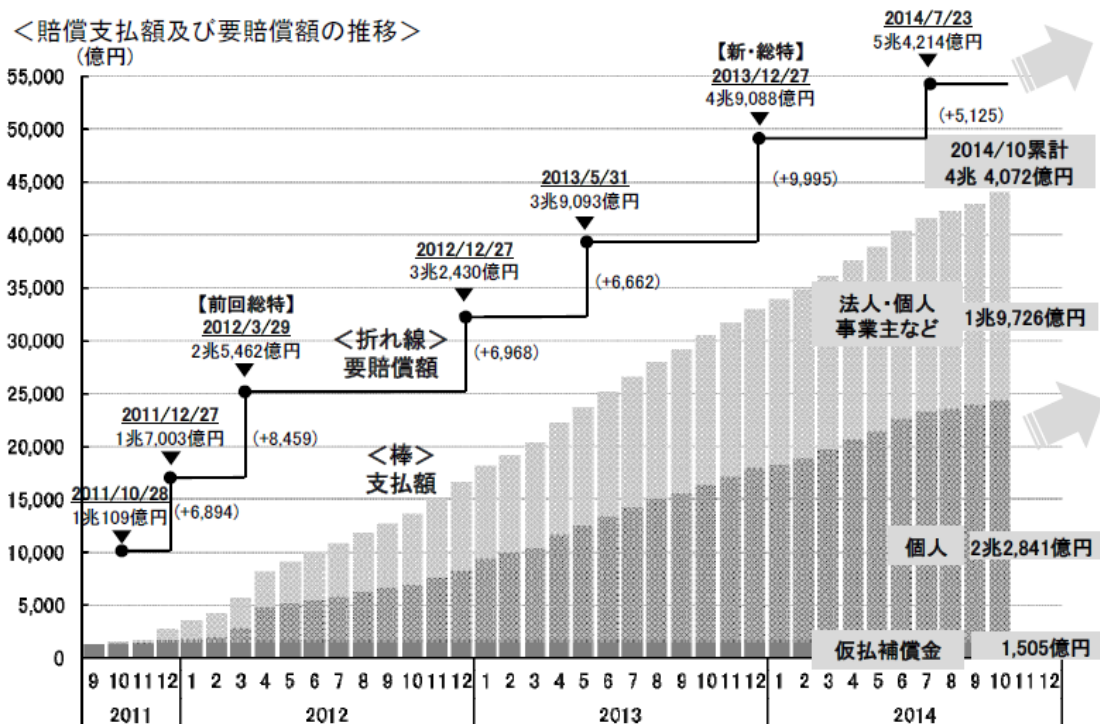
<原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績>

平成26年11月21日現在

	個人 ※1	法人・個人 事業主など
ご請求について		
ご請求書受付件数(延べ件数)	約1,985,000件	約295,000件
本賠償の状況について		
本賠償の件数(延べ件数)	約1,893,000件	約257,000件
本賠償の金額 ※2	約2兆3,120億円	約1兆9,927億円
これまでのお支払い金額について		
本賠償の金額 ※2		約4兆3,047億円 ①
仮払補償金		約1,506億円 ②
お支払い総額		約4兆4,553億円 ①+②

※1 個人の自主的避難等に係る損害を含んでおります。

※2 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。



*時間が経つにつれ被害の実態が明らかとなり、必要な賠償金額は年々増加しているが、一方で賠償も1ヶ月で1000億円を超えるペースで進められている。

＜賠償項目別の合意金額の状況＞

	要賠償額【新・総特】 (8/8変更認定)	合意いただけの実績 [*] (2014年10月末現在)
I. 個人の方に係る項目	20,076億円	15,867億円
検査費用等	3,099億円	2,162億円
精神的損害	10,318億円	7,941億円
自主的避難等	3,678億円	3,628億円
就労不能損害	2,980億円	2,134億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	17,835億円	18,260億円
営業損害	5,276億円	4,348億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	11,189億円	12,354億円
間接損害等その他	1,369億円	1,557億円
III. 共通・その他	16,302億円	10,050億円
財物価値の喪失又は減少等	11,320億円	9,701億円
住居確保損害	4,731億円	98億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
合計	(A) 54,214億円	(B) 44,177億円

*振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

【B/A 81%】

*上2つの表はすでに賠償を終えた金額だが、この表は現在合意が成立していて支払い済み・もしくはこれから支払うことが決定している金額を示したものである。住宅確保損害の賠償が進んでいないのは、まず宅地・建物・借地権の賠償請求を行い、その金額を超え

る損害部分を住宅確保損害とするため、時間がかかるからである。

<ご案内を開始している主な賠償項目>

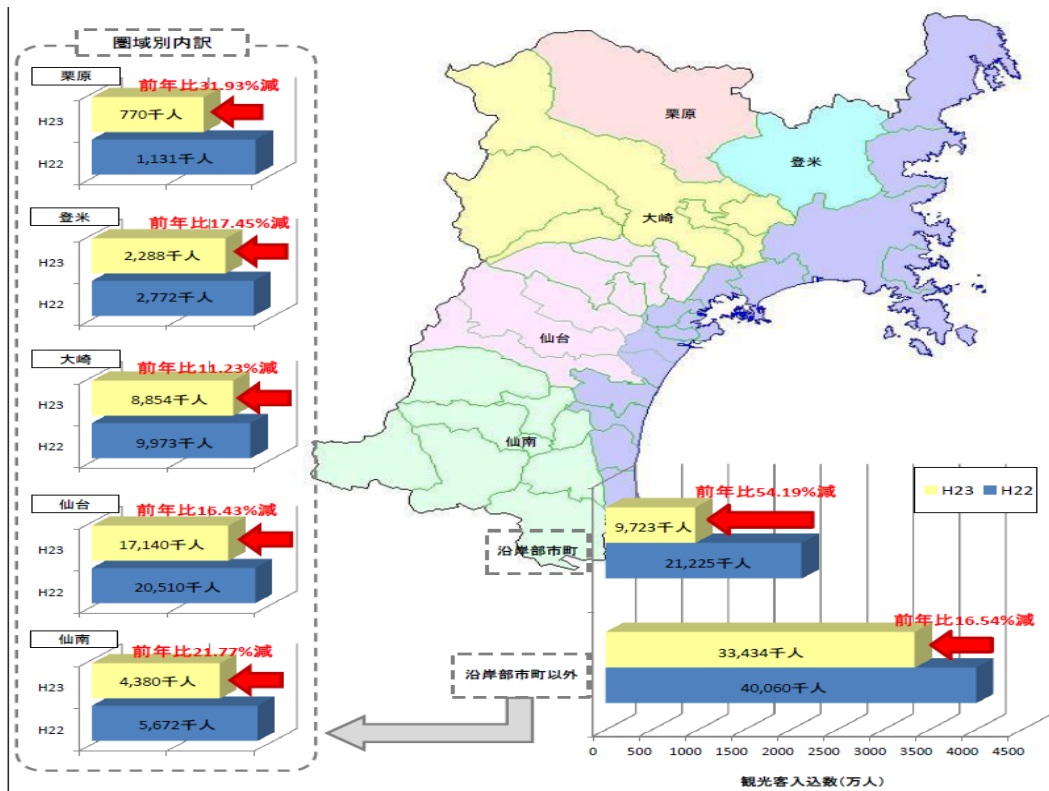
	個人	法人・個人事業主
2011年	8月:個人本賠償 ・精神的損害 ・就労不能等に伴う損害 ・検査費用 ・避難・帰宅・一時立入費用 ・生命・身体的損害 等	9月:法人本賠償 ・営業損害 ・出荷制限指示等による損害 ・風評被害 ・間接損害 等
2012年	2月:自動車に対する賠償 自主的避難等に係る損害に対する賠償 7月:建物の修復費用等に係る賠償	2月:自動車に対する賠償 12月:償却資産および棚卸資産の賠償
2013年	3月:宅地・建物・借地権等に係る賠償 家財の賠償 11月:田畑に係る賠償	3月:宅地・建物・借地権等に係る賠償 11月:田畑に係る賠償
2014年	1月:精神的損害(要介護者さま等への増額)に係る賠償 3月:移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償 早期帰還に伴う追加的費用に係る賠償 避難指示解除後の相当期間に係る賠償 仏壇の賠償 4月:住居確保に係る費用の賠償 7月:墓石等の修理に係る賠償 9月:宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償 自主的除染に係る費用の賠償	9月:宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償 自主的除染に係る費用の賠償

*仏壇、墓石といったものまで対象に含まれている。風評被害や、自主的除染も賠償対象である。

(www.tepco.co.jp/fukushima_hq/images/141128_01-j.pdf)

○風評被害の現状、それに対する賠償

- ・宮城県観光客入込数

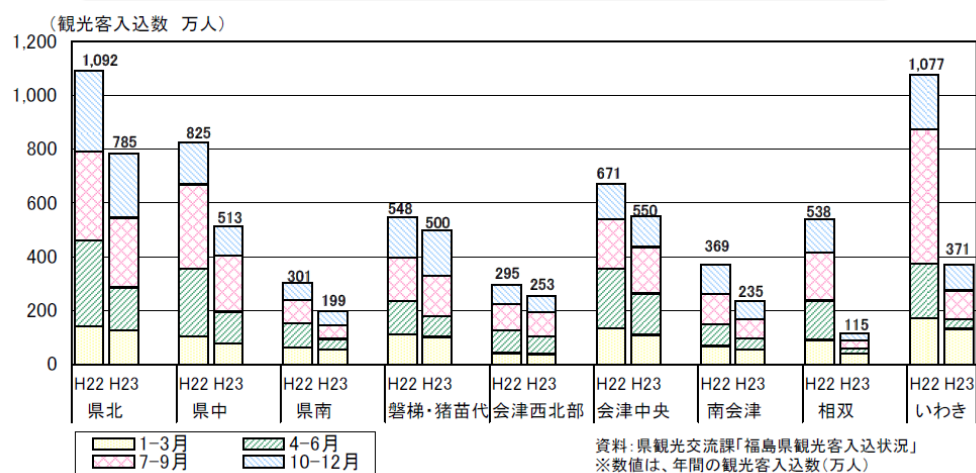


*津波の被害があった沿岸都市町だけでなく、それ以外の地域でも観光客が大幅に減少していることから、風評被害の影響が出ているとわかる。
 栗原は沿岸から最も離れた地域であるにもかかわらず、観光客の減少率は31.93%と最も高い。

(宮城県経済商工観光部 HP :

<https://www.r-info-miyagi.jp/site/wp-content/uploads/2012/09/f701c340dbd6b91c72d0f03476d069e6.pdf>

・福島県観光客入込状況



(www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/23030.pdf)

・観光業において、風評被害により減収となった場合の賠償

福島県（避難等対象区域外）、茨城県、栃木県、群馬県に事業所が存在する法人又は個人事業主で、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている場合は、賠償の対象となる。

また、福島県（避難等対象区域外）、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人又は個人事業主で、平成 23 年 3 月 11 日現在で外国人観光客の予約があり、弊社原子力発電所事故による風評による解約率（平成 23 年 5 月末までの解約に限る）が通常の解約率を上回る解約により逸失利益が生じた場合は、賠償の対象となる。

・倒産・廃業した場合の賠償

避難等対象区域内の事業者が避難指示等により事業に支障が生じ倒産あるいは廃業した場合、また風評被害により事業の継続が困難となり倒産あるいは廃業した場合、その逸失利益については、中間指針等を踏まえ、倒産または廃業後の一定期間を含む逸失利益等について賠償する。

<まとめ>

- ・要賠償額は年々増え続ける一方で、賠償は進められている。
 - ・賠償項目も精神的・身体的損害等の緊急的なものから、仏壇や墓石など、日常生活を送る上で必要な細かなものにまで及びつつあり、項目はこれからも増加していくことが予想される。
 - ・風評被害、自主除染、倒産・廃業した事業者などについても賠償が行われている。
- ⇒賠償対象・賠償項目・金額ともに手厚い賠償が行われているという事ができる。

「民法に於ける損害賠償について」

(法令)

民法 416 条：債務不履行についての賠償

- 1：債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。
- 2：特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(→不法行為に於ける損害賠償の範囲についても類推適用)

民法 709 条：不法行為についての賠償

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

1、「損害」とは何か

i、損害事実説(近時注目)

→損害と損害額の評価を別け、事実としての損失を損害とする説

例：ある物が給付されなかった場合、その「給付されなかった」事実を損害とする。

ii、差額説(通説)

→債務不履行が無ければ存在するであろう利益と、現在の利益の差額を損害とする

iii、個別損害説(近時支配的)

→不履行の結果、被った個々の損害

2、民法の損害賠償概念

制限賠償主義：賠償の対象となる損害を規範的・法政策的に考慮し、一定の範囲に限定。

→英米法的概念。債務者は、全損害ではなく通常予見される損害について賠償する。



完全賠償主義：債務者は生じた損害を相当因果関係の範囲内で賠償しなければならない。

→原状回復義務を負うとするドイツ民法および初期の日本の民法通説・判例

3、不法行為と不法行為による損害賠償

i 不法行為とは(709条以下に規定)

→故意または過失による他人の権利または法律上の保護されるべき利益を侵害し、損害を生じさせる行為。

ii 過失責任主義

→自らの故意または過失により、生じた損害について賠償しなければならないという原則。権利(=法益)でなければ、保護はされない。

iii 無過失責任主義

→損害が発生した場合、故意または過失がなくても賠償責任を負うという原則。

主に、企業災害について適用される。(原子力賠償法、鉱害、製造法など)

(背景)

高度な産業化や企業活動の専門化、それに伴う公害・薬害など、近代法が想定していた対等な個人間での争いとは異なる状況が社会状況の変化に合わせて生じてきたこと。専門性や技術的な側面から、立証責任を被告側に転化することもある。

4、賠償の範囲(因果関係)についての学説

i 相当因果関係説(通説・判例)

→特殊な場合を除き、社会通念上一般に生じると考えられる損害についての賠償を認定。

ii 事実的因果関係説(「あれなければ、これなし」説)

→行為と生じた損害の関係が、事実的・自然的に一致すれば賠償範囲として認定する。

iii 事実的因果関係説+法解釈、適用(近時有力説)

→事実的因果関係を認め、次にその中でどの範囲までを賠償すべき範囲とするかを認定

「事実的因果関係」+「法政策的な賠償範囲(規範的判断)」という構図。

iv 危険性論(近時注目)

→原因行為から生じた損害(第1次損害)を損害として認め、第1次から派生した損害(第2次損害)は第1次損害がその発生する危険性を特別高めたかどうかで認定する。

最近の学説検討としては、相当因果関係説に対して、

「完全賠償主義をとる理論であり、制限賠償主義を採用する日本の民法と合わない」

という批判から事実的因果関係と法解釈(規範の適用)で賠償範囲の確定を行うべきとする理論が有力説として主張される。

「原子力賠償の範囲を巡る議論」

1、原子力賠償の範囲を広く認定すべきとする論拠

i 原賠法が無限責任(損害の限度額を求めない)制度であることや立証責任の軽減、被害者の早期救済という目的から、相当因果関係を推認し、広く認めるべき。

ii 予防原則の観点から、予防的にとられた批難や風評被害などから来る営業被害、除染費用の賠償請求を正当なものとして認める事は合理的と言える。

(予防原則)

化学物質や遺伝子組み換え技術などが環境に重大かつ不可逆的な影響を与える恐れがある場合、科学的な因果関係が立証できなくとも、規制を可能とする法理。

iii 原子力災害による被害が、包括的な生活利益への侵害としての性質を持つこと

2、損害賠償の範囲を広く認める事に批判する論拠

i 相当因果関係を広範に認めて完全賠償を求める事になると、日本の損害賠償制度の基本的な枠組みである制限賠償主義と理論的に整合性が取れない。

ii 予防原則や包括的な生活利益の保護という理論があるしても、原子力災害以外の要因やそれらの損害に対する寄与度を考慮することなく一律に推認することは、賠償範囲を過度に拡大する事になりかねない。

iii 営業活動自体は基本的な権利として保障されるべきであるが、営業活動から生じる利益は営業者の努力や市場競争から生じるものである。そのため、特に風評被害の認定については原子力災害以外の要因を含めて考慮されるべきである。

「事例紹介」

福島第一原発事故による避難者の生活支援、被害回復を目的として、原発事故被災者を支援する関西弁護士団によって、国と東電に対し原子力損害賠償請求が提訴された事例。

(提訴日：2013年9月17日、大阪地方裁判所で係争中)

1、提訴の趣旨・目的

福島第一原発事故によって、避難を余儀なくされた原告は重大な損害を被った。避難による変化から、生活費の増額など経済的損失も大きい。本件事故によって原告(関西への避難者)が被った被害の完全な賠償を請求し、損害回復をすべきである。

2、賠償を求める損害(避難生活等に伴う客観的損害について)

(1)移動費用

原発の状況、放射性物質の飛散状況等の情報を得ることができず、着の身着のままその場しのぎの避難を繰り返すことを余儀なくされた者もいる。その状況下では、自宅から避難先までの効率的なルートを選択する余裕はなく、さらには事後の損害賠償請求に備え領収書等を取得、保管することは困難であった。領収書がないからといって避難費用が補填されないというのは不合理であり、東京電力は原告ら各人の個別立証がなくても本件事故と相当因果関係を有する損害として賠償すべきである。

(2)生活費増額分

i、着のみ着のままの避難開始

ii、家財道具

避難前の住居に避難以前に使用していた家財道具が残存していても、取り寄せることは容易ではなかったため、生活に必要な家財道具は新たに購入せざるをえなかった。

例：家電製品や家具及び寝具・衣料品並びに調理器具、食器、バス・雑貨など。

iii、食費

事故前は米や野菜等の食材を自給自足したり近所の親族等と食材の交換をしていた者もいるが、避難により必要な食材をすべて購入することを余儀なくされた。

iv、携帯電話料金等の通信費

原告は事故前に同居していた家族、近所の親戚・知人と離散したため、緊密な連絡とコミュニケーションを図るため携帯電話での通信を余儀なくされ、事故前より増加した通信費を負担することとなった。

v、世帯分離家族の二重生活

以前同居していたにも関わらず、仕事との兼ね合い、放射線の子どもに対する影響等から別居を余儀なくされ、類型的に見て住居費や食費、水道光熱費、日用品購入等の生活費が事故以前より増加した。

vi、避難先での生活を余儀なくされたために増加した移動費用

残してきた家屋の確認、家財の移動のために避難先から従前の住居へ一時立入を行うための移動費用、避難先で就学・就業したためこれまで必要なかった通学・通勤費等の支出や増加を強いられた。

⇒以上、事故によって生活が変化してしまった事に対する費用の完全な賠償を請求する。

(記事)

「長引く母子避難、健康被害への不安 原発賠償訴訟原告団長語る」

「母子避難生活は終わりのない選択」と森松さん。二重生活で子どもと父親を引き離す日々は、精神的にも経済的にもきつい。「母子避難だけでなく、被災地にとどまった人、帰還した人にも支援は不十分。“ふつうの暮らし”を取り戻すための施策の実現を目指して裁判を起こした」と語る。

(神戸新聞 NEXT 12月1日兵庫版記事より抜粋)

「論点」

福島第一原発は被害者らがそれまで築いてきた財産(生活環境、住居、地域のコミュニティ、職業など)に著しい影響を与えた。この被害に対する損害賠償として、現在の賠償制度は妥当なものだろうか。

- i、現状の賠償制度でよい
- ii、現状の賠償制度を改めて、より広く賠償すべきだ
- iii、現状の賠償制度を改めて、賠償の範囲をより厳格にすべきだ

<参考文献・資料一覧>

- ・内田勝一『債権総論』弘文堂、2001
- ・水辺芳郎『債権各論 第二版』三省堂、2006
- ・柳澤秀吉 堀田泰司 編『債権各論』嵯峨野書院、2006
- ・大塚直「福島第一原発事故による損害賠償と賠償支援機構法-不法行為学の観点から」『ジュリスト』(No.1433)、有斐閣、2011
- ・潮見佳男「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築 上・下」『法律時報』(86-11、12)、日本評論社、2011
- ・原田大樹「行政法学から見た原子力損害賠償」『法學論叢』(第173巻第1号)、京都大學法學會、2013
- ・文部科学省 HP
(http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/gaiyou/index.htm)
- ・経済産業省資料
(<http://www.meti.go.jp/intro/law/pdf/20140228001/20140228001-2.pdf>)
- ・宮城県経済商工観光部 HP
(<https://www.r-info-miyagi.jp/site/wp-content/uploads/2012/09/f701c340dbd6b91c72d0f03476d069e6.pdf>)
- ・福島県『グラフで見る東日本大震災の影響』
(www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/23030.pdf)
- ・東日本大震災による原発事故被災者支援関西弁護士団
(http://hinansha-shien.sakura.ne.jp/kansai_bengodan/index.html)
- ・上記弁護士団による「国及び東京電力に対する原発賠償訴訟の一斉提訴」訴状
(http://hinansha-shien.sakura.ne.jp/kansai_bengodan/sojou.pdf)
- ・神戸新聞 NEXT 兵庫版 12月1日
(<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201412/0007547332.shtml>)